

特定地域づくり事業協同組合制度について

令和8年(2026年)2月9日(月)

北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課 松本 直也

01 特定地域づくり事業協同組合制度について	4
02 北海道内での事例紹介	7
03 建設業への在籍型出向の活用について	12
04 特定地域づくり事業協同組合制度の認定基準等について	14
05 北海道釧路総合振興局での取組紹介	23



01

特定地域づくり事業協同組合制度について

- 制度の概要
- 支援制度



| 制度の概要

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合に対して、都道府県知事が一定の要件を満たすものと認定したときは、労働者派遣事業を届出で実施することが可能な制度で、組合運営費については国(総務省)から支援を受けることができる。

「特定地域づくり事業」とは

マルチワーカー(季節ごとの労働需要等に応じて、複数の事業に従事)
に係る労働者派遣事業等のこと

事業背景

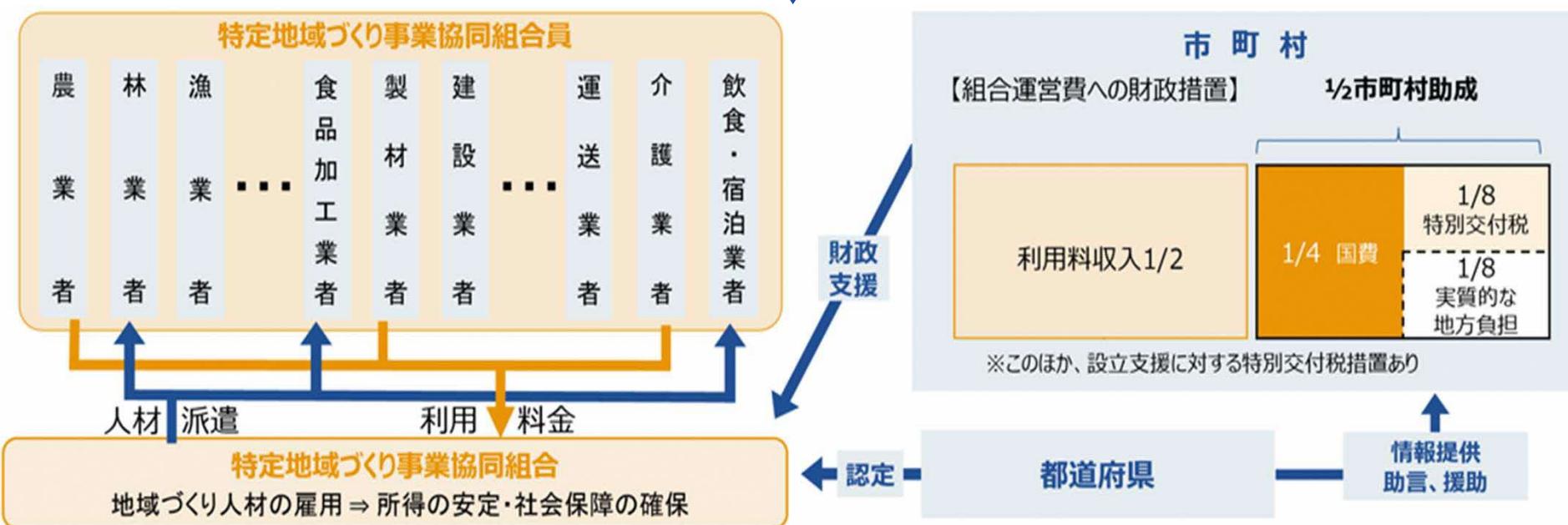
- ・事業者単位でみると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

取組内容

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し、事業者に派遣

支援制度

対象地域の市町村が特定地域づくり事業協同組合の運営費を補助する場合、一定要件のもとで、国がその財源の一部を負担。



- 組合の運営支援に対する助成対象経費の上限額(**R8引き上げ予定**)
(派遣職員人件費400万円→450万円/人・年、事務局運営費600万円→670万円/年)
 - 組合への設立支援に対する特別交付税措置(**R8引き上げ予定**)
(300万円→390万円/組合)
- (出典)総務省HP「特定地域づくり事業協同組合制度について(制度説明資料)」
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000877313.pdf)より抜粋

02

北海道内の事例紹介について

- 北海道の認定状況
- 「中頓別特定地域づくり事業協同組合」
- 「しりうち地域づくり協同組合」
- 「なよろ地域づくり事業協同組合」

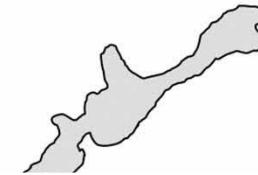
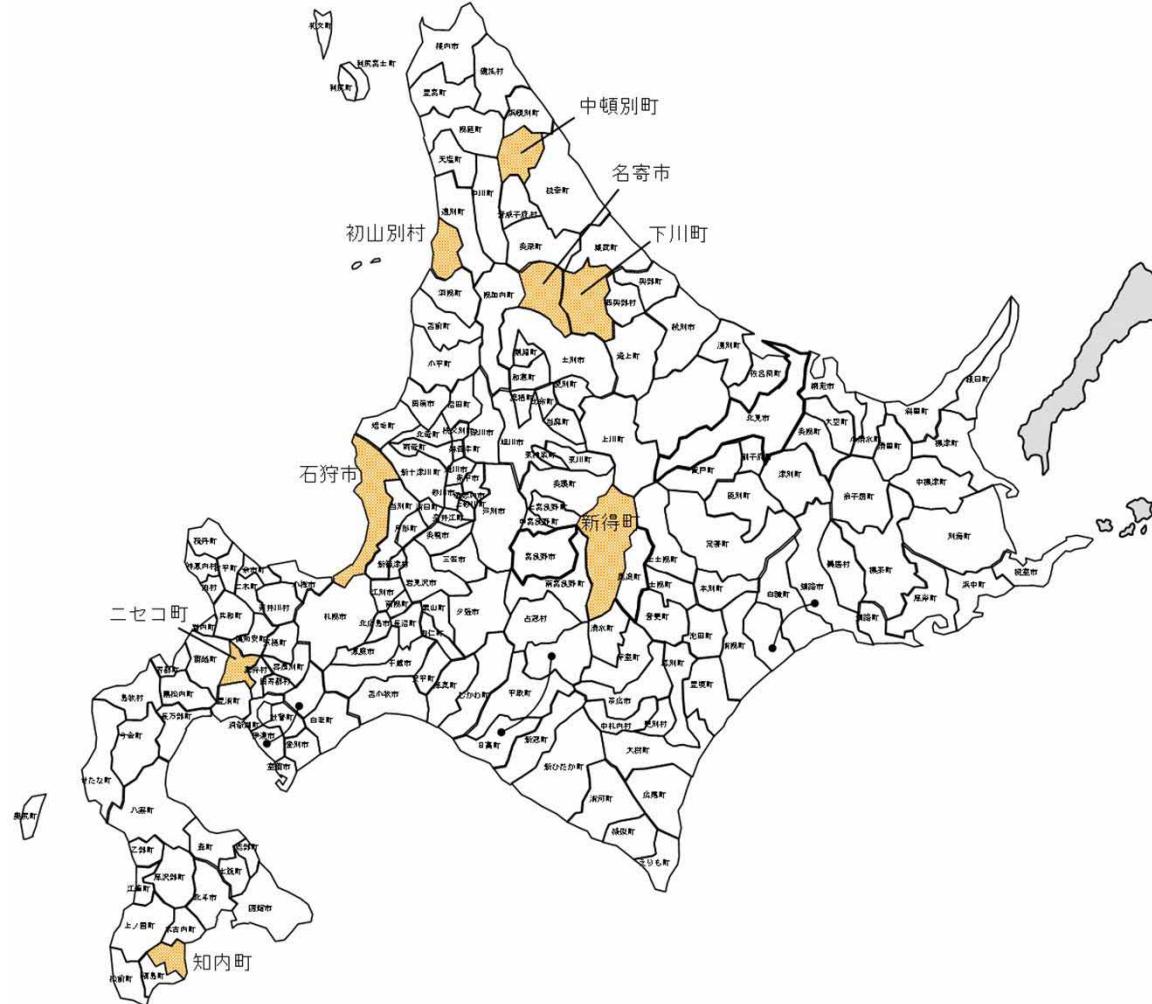


2 北海道内の事例紹介について



7

| 北海道の認定状況→8組合(8市町村)



市町村	認定日	概要	派遣職員数
下川町	R3.2.22	15事業者 (食料品小売・販売業務等)	4人
中頓別町	R4.2.22	15事業者 (製本業務、牧場業務等)	2人
初山別村	R4.3.14	10事業者 (農業、除雪業務等)	1人
名寄市	R4.3.14	5事業者 (旅客運送業、農業等)	3人
石狩市	R4.4.25	6事業者 (漁業、農業等)	4人
知内町	R4.3.14	16事業者 (農業、農協施設等)	5人
ニセコ町	R7.7.10	4事業者 (飲食店、食料品小売業等)	1人
新得町	R7.9.3	4事業者 (宿泊業、食料品小売業等) (予定)	2人

※各組合への聞き取り(令和7年11月)などにより

「中頓別町特定地域づくり事業協同組合」

○設立背景、事業概要

繁忙期の労働力不足に悩まされる一方で、閑散期の労働力は充足していることから、求人と雇用のバランスに苦慮するなか、令和2年6月の法施行を受けて、令和4年2月に設立、同年4月に事業を開始。

<主な活動>

○フリーカメラマン→建設業(建設会社)に派遣

<仕事内容>

施工管理に関わる測量、工事写真撮影補助、道路維持・管理業務



○地域おこし協力隊OB→社会福祉法人、飲食店に派遣

<仕事内容>

特別養護老人ホーム内の厨房での調理補助

カフェでの接客業務、コーヒー豆袋詰め作業、軽食調理

▲建設業者へ派遣の様子

| 「しりうち地域づくり協同組合」

○設立背景、事業概要

人口減少や高齢者比率が高まり、新しい雇用スタイルの導入による人材確保と協力体制の構築が急務となる中で、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、令和6年4月に設立。農家や事業者と連携し、季節や時期によって異なる労働ニーズに対応しながら通年雇用を実現し、地域の担い手を育成。

<主な活動>

○マルチワーカーを募集、雇用→農業(農家、農協、企業)に派遣

<仕事内容>

春～秋：農作業(ニラの定植、収穫など)、農協の選果場で選別作業

冬：除雪作業、農協の選果場で選別作業

<勤務時間例>

実働8時間・休憩1時間

7:00～18:00の間で8時間シフト制

(冬季は除雪対応のため、3:00～18:00の間で8時間シフト制)



▲ 農家へ派遣の様子

「なよろ地域づくり事業協同組合」

○設立背景、事業概要

大手製紙工場が閉鎖し、生産年齢人口の流出の危機にあった中、特定地域づくり事業協同組合制度に着目し、令和4年3月に設立。工場退職者の受け皿として、繁忙期が逆になる農業と運送業を組み合わせた雇用を創出し、人手不足を補う。

<主な活動>

○製造業(製紙工場)退職者→農業(牧場)、運送業(タクシー会社、観光バス会社へ派遣)

<仕事内容>

夏 : 子牛の育成牧場にて業務

秋 : 大豆・小麦・米など収穫物の施設にて業務

秋～春: タクシー会社でドライバー業務

※農協でのフォークリフト、大型特殊、タクシー会社での二種免許などの
取得費用を組合でバックアップ



▲タクシー会社へ派遣の様子
(イメージ)

03

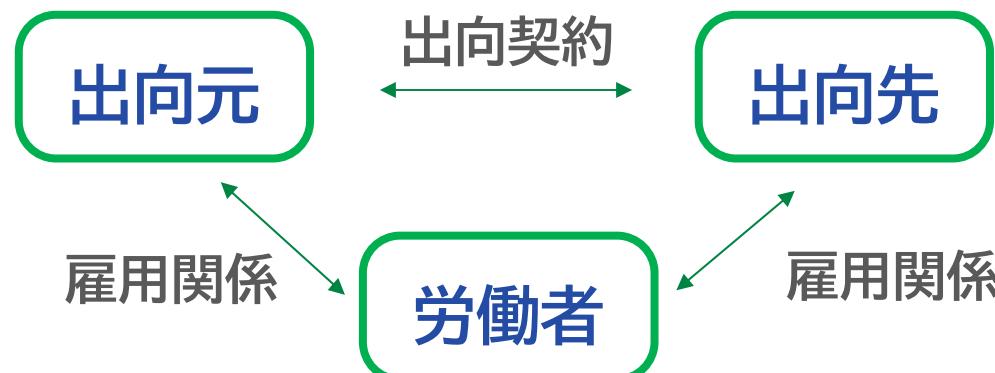
建設業への在籍型出向の活用について

「在籍型出向」とは

建設業者への労働者派遣事業は禁止されているが、特定地域づくり事業協同組合からの「在籍型出向」は可能となっている。

(地方分権提案を受け、令和5年度に明確化)

このことにより、労働者が出向元企業と出向先の企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することができる。



<在籍型出向の取り扱い要件>※以下のいずれかの目的があること

- ①労働者を離職させるのではなく、関係会社で雇用機会を確保する。
- ②経営指導、技術指導を実施する。
- ③職業能力開発の一環として行う。
- ④企業グループ内の人事交流の一環として行う。

(出典)総務省「制度の概要及び制度推進に向けた国際取組みについて(令和7年1月)」資料より抜粋

04

特定地域づくり事業協同組合制度の 認定基準等について

- ①地区に係る基準
- ②事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準
- ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準
- ④経理的・技術的基礎に係る基準
- ⑤連携協力体制に係る基準
- ⑥認定手続及び届出手続
- ⑦申請事務の留意点



| 認定基準

・法第3条第3項(人口急減地域特定地域づくり推進法)

都道府県知事は、第1項の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。



- ①地区に係る基準
- ②事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準
- ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準
- ④経理的・技術的基礎に係る基準
 - (1)派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力
 - (2)個人情報保護に係る基準
 - (3)財産的基礎等に係る基準
- ⑤連携協力体制に係る基準



国のガイドラインや北海道の認定基準に基づき認定

| ①地区に係る基準

その地区が次のいずれにも該当すること。

- イ 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
- その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

-
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(過疎法)における過疎地域
 - ・過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域
 - ・地域の実情(近年の人口の動向、高齢化の進行など)から、地域人口が急減している状況にあると認められる地域



主に「市町村長からの意見書」にて確認

- ・都道府県域を超えない範囲で、自然的経済的社会的条件からみて一体である
- ・地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要

| ②事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準

○事業計画の適正性

- ・派遣先や派遣職員を確保できる見込みがあるか
- ・不適正な事業になっていないか(専ら一の事業者のみに派遣するなど)
- ・収支計画が事業運営上適正か
- ・利用料金が最低賃金以上で、地区内の他の事業者の委託料等と比較して、一定水準確保されているか
- ・市町村からの財政支援の見込みがあるか

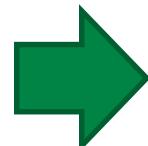
○就業条件への配慮

- ・派遣職員の給与が、労働者派遣法に基づいて一定水準確保されているか、最低賃金以上の水準となっているか
- ・社会保険、労働保険に加入しているか
(加入義務が生じた場合は必ず加入することとしているか)
- ・教育訓練、職員相談の体制が整備されているか
- ・労働安全衛生教育の実施体制が整備されているか

「事業計画書」や「市町村長の意見書」により確認

| ③地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準

- 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。



「事業計画書」や「市町村長の意見書」により確認
・組合の予定派遣先の数
・事業内容
・地区外からの派遣労働者の確保の見通し

| ④ 経理的・技術的基礎に係る基準

- 派遣元責任者、組合、役員、教育訓練体制について、
派遣を行うために適正な体制が整備されているか
⇒労働者派遣法第7条第1項第2号から第4号の基準を参酌

(1) 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力

- ・派遣職員のキャリア形成のための教育訓練の実施計画の策定及び運用体制
- ・キャリアコンサルティング窓口の設置
- ・キャリア形成のための派遣先の提供

(2) 個人情報保護に係る基準

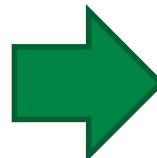
- ・個人情報の適正な管理体制

(3) 財産的基礎等に係る基準

- ・有事の派遣職員に対する賃金支払い能力の有無
- ・組織体制の整備や指揮命令系統の明確化
- ・事業所の位置や面積
- ・労働者派遣事業の適正な運営

| ⑤連携協力体制に係る基準

○その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を構成員とする団体をいう。)及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。



「事業計画書」や「市町村長の意見書」により確認

【地域の関係事業者】

- ・組合員として参加する
- ・組合との速やかな情報共有が図られる

【市町村】

- ・組合と関係者との調整に助言、協力する
- ・組合への財政支援、派遣職員に対する空き家等の住居の斡旋
- ・子育て環境の整備(保育園、放課後児童クラブ)

⑥認定手続及び届出手續

特定地域づくり事業協同組合の認定手続

- ①事前準備
- ②事業計画(案)の作成
- ③認定申請書類(案)作成
- ④事業協同組合の設立手続き・設立
- ⑤認定の正式申請

原則2~3ヶ月程度必要と見込まれる

※認定にあたっては、北海道の担当部局、北海道中小企業団体中央会と十分に相談することが重要。

労働者派遣事業の届出手續

- ①事業者の事前準備
(労働局との相談、事業計画立案、事業所等の準備、提出書類の準備、派遣元責任者講習の受講等)
- ②申請者から労働局への届出書類提出
- ③労働局における届出内容の確認と届出書類の受理
- ④労働局から事業者への届出受理番号の付与
- ⑤事業開始

①で労働局との事前調整が整っていれば、速やかに受理が可能

※届出にあたっては、北海道の労働局と十分に相談することが重要。

| ⑦申請事務の留意点

・市町村や労働局との調整を早めに！

→市町村長の意見書や交付金の申請は市町村長によるもの

・交付金申請のタイミングに注意！

→交付金は偶数月の1日付け交付決定
それまでに組合の認定を受けなければならない

・財産的基礎に係る基準に注意！

→派遣職員数見込み数に応じて、
基準資産額、現金・預金額が決定

財産的基礎に関する判断基準(北海道)

派遣職員数	基準資産額	現金・預金の額
2人以下	160万円	130万円
3人	240万円	190万円
4人	320万円	260万円
5人	400万円	320万円
6人	480万円	380万円
7人	560万円	450万円
8人	640万円	510万円
9人	720万円	580万円
10人以上	800万円	640万円

05

北海道釧路総合振興局での
人材確保にむけた取組紹介

- 釧路地域で活躍する人材育成・支援事業
- 地域産業を支えるための人材確保支援事業



釧路地域で活躍する人材育成・支援事業

○事業概要

釧路管内は地域産業を支える中小・小規模の人手不足が深刻化していることから、デジタル技術の導入・活用による地域DX推進や地域で活躍する人材と大学生が共に学び、繋がりを構築することで地域への定着や活躍場づくりにより地域経済の活性化を図る。

<主な取組>

○地域で活躍する人材と大学生等との繋がりの構築

- ・大学生・高専生による共創ゼミの開催
→釧路高等教育機関コンソーシアム構想との連携により、
学生が魅力的な釧路のまちづくりを考えるきっかけづくりとして、令和7年12月に開催



▲ 共創ゼミの様子

○地域DX推進に向けた取組

- ・釧路総合振興局DXセミナー
→地域におけるDX推進のため、NTT東日本北海道事業部と協働し、令和7年5月に開催

| 地域産業を支えるための人材確保支援事業

○事業概要

生産年齢人口が減少する中、地域産業を支える中小・小規模企業の人不足が深刻化しており、人材の確保にむけた取組の強化等により、地域経済の活性化につなげる。

<主な取組>

- 管内学生や首都圏等現役世代への管内事業者のPR
 - ・高校生向け就職フェアの開催(じもと×しごと発見フェアinくしろ)
 - ・道外移住者交流フェアへの参加
 - ・公式LINE「ジョブポータル946」の開設



▲ ジョブポータル946



- 育成就労セミナーの開催
 - ・令和9年度に施行予定の育成就労制度の活用促進に向けたセミナーを開催

